

浜松市公告第401号

浜松市の物品購入等について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び浜松市契約規則（昭和39年浜松市規則第31号）第4条の規定に基づき公告する。

令和6年3月29日

浜松市長 中野 祐介

記

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 浜松市発達医療総合福祉センター送迎バスの購入について
(課名 障害保健福祉課 契約番号 2024000565)
- (2) 数量 1台
- (3) 納入期限 令和7年2月28日
- (4) 納入場所 浜松市発達医療総合福祉センター
- (5) 調達物品の特性 仕様書のとおり

2 新型コロナウイルスの感染拡大の影響を考慮しての本件入札に係る特記事項

(1) 納入遅延等に対する入札参加停止措置等の不適用【臨時的特例措置対象】

本件の落札者は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響（対象物品等を製造する工場等の休止又は製造規模縮小による遅延、流通停滞、落札者の事業所等の一時閉鎖、落札者従業員等の感染、落札者の判断による感染拡大防止のための営業中止又は勤務形態の変更等）により、対象物品の納入遅延その他契約の履行に支障が生じるとき又はそのおそれがあるときは、速やかに本市（調達課）へ申し出ること。

申出を受け、本市が納入遅延等を新型コロナウイルスの感染拡大の影響によるものと認めるときは、落札者に対し、納入遅延等についての入札参加停止措置又は遅延損害金、違約金若しくは損害賠償の請求は行わないものとする。ただし、納入遅延等により本市業務に支障が生じるときは、契約書の定めに基づき催告の上、契約を解除することがある。契約を解除したときは、本市は当該契約解除により落札者に生じた損失を負担しない。

納入遅延等により契約期間その他契約内容等を変更する必要があるときは、落札者と本市が協議して必要事項を定めるものとする。

(2) 一部の入札書類についての押印省略

本件入札では、入札参加資格確認申請書、入札参加資格が無いと認められた者の理由説明要求書について、契約印（※）の押印省略を認める。ただし、入札書、委任状及び契約書の契約印の押印省略は認めない。

※ 本市の入札参加資格審査申請において使用印鑑として届け出した印をいう。

(3) 入札書の提出方法の追加等

本件入札では、入札書の提出方法を、従来の「①入札執行日時に入札場所へ持参」しての提出に加え、「②調達課での事前提出」及び「③郵送等による提出」の2つの方法を認める。各提出方法の詳細は、別記の7で確認すること。また、その他の提出書類も持参以外の提出方法を認めるので、各項で確認すること。

3 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を満たす者

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示（平成20年10月1日浜松市告示第390号）の規定により、令和5・6年度の競争入札参加資格（物品 業種分類2022 車両・運搬機器類）の認定を受けているものであること。
- (3) 浜松市内に本店または契約の委任を受けた支店等を有するものであること。
- (4) 浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始に申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める資格を有していること。

4 一般競争入札参加資格の確認

- (1) この入札の参加希望者は、物品購入等入札参加資格確認申請書（一般競争）（以下「確認申請書」という。）を別記の1により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。この場合において、参加資格の確認基準日は確認申請書の提出期限日とし、確認の結果は別記の2により文書で通知する。
- (2) 参加資格がないと認められた者は、市に対し別記の3によりその理由について説明を求めることができる。この場合において、その回答は、説明を求められた日から2日以内に文書で行う。
- (3) 参加資格がないと認められた者及び別記の1の提出期限までに確認申請書を提出しない者は、この入札に参加することができない。

5 契約書案、入札心得及び仕様書等について

- (1) 契約書案、入札心得、仕様書及び業務説明書等（以下「仕様書等」という。）は、別記の4により閲覧及び提供をする。
- (2) 仕様書等に対する質問書は、別記の5により提出すること。
- (3) (2)の質問に対する回答は、別記の5により入札執行日の前3日間浜松市役所調達課において閲覧に供するとともに入札に参加するすべての者に質問に対する回答書を提供する。

6 説明会の日時及び場所等

説明会は、行わない。

7 一般競争入札執行の日時及び場所等

一般競争入札は、別記の6により執行する。

8 入札方法等

- (1) 契約担当課が求めた場合には、第1回の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した物品購入等内訳書を提出すること。
なお、本書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務生じるものではない。
- (2) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- (3) 1回目の入札で落札者がいない場合には2回目の入札を実施するが、事前提出及び郵送等による提出による入札者は、2回目の入札に参加できない。
- (4) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約金額とする。参加者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出す

ること。

9 入札保証金

この一般競争入札は、入札保証金を免除する。

10 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) この入札に参加資格がないと認められた者及び確認申請にあたって虚偽の申請をした者の行った入札
- (2) 仕様書等に示した条件等一般競争入札に関する条件に違反した入札
- (3) 一般競争入札参加資格があることを確認され、その後入札執行時点において2に掲げる参加資格を失った者の行った入札
- (4) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる場合の人的関係のある複数の者がした入札
 - ア 人的関係
 - (ア) 一方の会社の役員（持分会社の業務を執行する社員、株式会社（特例有限会社を含む。）の取締役、委員会設置会社の執行役、法人格のある各種組合の理事をいい、監査役、監事及び事務局長は含まない。以下同じ。）又は代表権を有する者が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。）
 - (イ) 一方の会社の役員又は代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - イ その他の関係
 - 上記アと同視しうる人的関係があると認められる場合

11 期間の計算

この公告において期間の計算をする場合で、当該期間内に浜松市の休日を定める条例（平成元年浜松市条例第76号）第1条第1項に規定する市の休日があるときは、当該休日を除いて計算するものとする。

12 開庁時間

午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）

13 入札及び契約担当課

〒430-8652 浜松市中区元城町103番地の2
浜松市役所財務部 調達課物品購入グループ
電話 053-457-2171
FAX 050-3730-3713
E-mail tyotatubuppin@city.hamamatsu.shizuoka.jp

【 別 記 】

1 一般競争入札参加資格確認申請書

- (1) 提出方法 持参、郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、F A X又は電子メールで提出すること。
- (2) 受付期間 令和6年4月1日（月）から 令和6年4月16日（火）まで
（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）
（持参の場合は、12項に記載する開庁時間内に持参すること。）
- (3) 提出先 浜松市役所財務部 調達課 053-457-2171
- (4) 様 式 市長が定める様式とする。
- (5) そ の 他
 - ア 入札参加資格確認申請書に、希望する入札参加資格の確認結果の通知方法（①調達課で受け取り、②郵送、③電子メールのいずれか一つ。）を記載すること。なお、郵送を希望する場合は、入札参加資格確認申請書を提出する際に、84円切手を貼った返信用封筒を添付すること。
 - イ 入札参加資格確認申請書に、入札書の提出方法の予定（①入札日時に入札場所へ持参、②事前提出、③郵送等のいずれか一つ。詳細は別記の7に記載のとおり。）を記載すること。なお、入札書の提出方法の予定を変更する場合又は入札書の提出を取りやめる場合は、調達課へ連絡すること。

2 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

入札参加資格の確認結果は、次のとおり通知する。

- (1) 通知方法
次のいずれかの方法のうち、申請者が希望する方法により通知する。なお、原則として電話連絡はしない。
 - ア 調達課で受け取り
 - イ 郵送 （※郵送を希望する場合は、入札参加資格確認申請書を提出する際に、84円切手を貼った返信用封筒を添付すること。）
 - ウ 電子メール （※電子メールを希望する場合は、通知を受信するメールアドレスを入札参加資格確認申請書に記載すること。）
- (2) 確認結果の通知日
 - ア 調達課で受け取りの場合
令和6年4月19日（金）午後1時から令和6年4月25日（木）までの間に、調達課で受け取ること。（12項に記載する開庁時間内に限る。）
 - イ 郵送又は電子メールの場合
令和6年4月19日（金）に発送又は発信する。

3 入札参加資格がないと認められた者の理由説明要求

入札参加資格を確認した結果、入札参加資格が無いと認められた者は、本市に対しその理由について説明を求められることができる。

- (1) 要求方法
要求期限までに文書により説明を要求すること。また、当該文書は持参、郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、F A X又は電子メールで提出すること。
- (2) 要求期限
令和6年4月23日（火）午後5時まで（提出先に必着）
（持参の場合は、12項に記載する開庁時間内に持参すること。）

- (3) 提出先
浜松市役所財務部 調達課
- (4) 様式
任意の様式を用いること。
- (5) 要求への回答
理由説明要求に対する本市の回答は、説明を求められた日から2日以内に文書で行う。

4 仕様書等の閲覧及び提供

- (1) 提供方法
浜松市ホームページに掲載
- (2) 提供期間
令和6年3月29日（金）から令和6年4月25日（木）まで

5 仕様書等に対する質問

- (1) 質問方法
質問書を持参、郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、FAX又は電子メールで提出すること。
- (2) 質問期限
令和6年4月16日（火）午後5時まで（提出先に必着）
（持参の場合は、12項に記載する開庁時間内に持参すること。）
- (3) 提出先
浜松市役所財務部 調達課
- (4) 様式
本市が指定する様式を用いること。
- (5) 質問に対する回答
質問に対する回答は、令和6年4月19日（金）から調達課において閲覧に供するとともに入札参加者全員に質問に対する回答書を提供する。

6 入札執行日時等

- (1) 日 時 令和6年4月26日（金）午前9時30分
- (2) 場 所 浜松市役所財務部 調達課 入札室

7 入札書の提出方法

- (1) 提出方法
次のいずれかの方法により提出すること。
 - ア 入札執行日時に入札場所へ持参
 - イ 受領期間内に調達課へ持参（以下「事前提出」という。）
 - ウ 受領期限までに調達課へ郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）
- (2) 事前提出の場合の受領期間及び提出先等
 - ア 受領期間 令和6年4月19日（金）から令和6年4月25日（木）まで
（12項に記載する開庁時間内に限る。）
 - イ 提出先 浜松市役所財務部 調達課
 - ウ その他 別紙「入札（見積合せ）の注意事項（物品購入用）」に従い、提出すること。

(3) 郵送等による入札書の受領期限及び送付先等

- ア 受領期限 令和6年4月19日(金)から令和6年4月25日(木)まで (必着)
いかなる理由であっても受領期限に遅れたときは、当該入札書は無効とする。
- イ 送付先 浜松市役所財務部 調達課 (13項に記載のとおり。)
- ウ その他 別紙「入札(見積合せ)の注意事項(物品購入用)」に従い、提出すること。

(4) 提出方法の予定の変更及び提出の取りやめ

入札参加資格確認申請書に記載した入札書の提出方法の予定を変更する場合又は入札書の提出を取りやめる場合は、調達課へ連絡すること。

公 用 車 仕 様 書

契約No	件名	2024000565 浜松市発達医療総合福祉センター送迎バスの購入について
業 種	2022 車両・運搬機器類	
納入期限	令和7年2月28日(金)	
納入場所	浜松市発達医療総合福祉センター 浜松市浜名区高園775番地の1	
目 的	施設利用者の送迎に使用するため、マイクロバスを購入するもの。	
品 名	一般自動車	
規格・参考車種名	マイクロバス	日野 リエッセⅡ
数 量	1 台	
ミッション	オートマチック	
燃料形式	軽油自動車	
装備等	※装備等について、別紙仕様書参照のこと	
塗装等	<p>白色を基調とし、車体下部よりおおよそ4分の1までの位置については クリーム色を基調に塗装すること</p> <p>車両前後、後部両側へ「友愛のさと号」の文字を入れること</p> <p>車両後部両側へ「浜松市」の文字を入れること</p> <p>車両前後及び乗降口に「国際シンボルマーク(車いすステッカー)」マークを表示すること</p> <p>※塗装・各表示について、別紙仕様書参照のこと</p>	
排出基準 燃費基準等	<p>入札日時時点でグリーン購入法に適用した車両とすること。</p> <p>※特装車等は改造前のベース車が排出・燃費基準を満たしていれば良い</p>	
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自賠責保険料、重量税、自動車リサイクル料は入札(見積)金額に含めないでください。 ・ 引渡しに際し、公道での運行が可能な状態にして納品してください。 	
お問い合わせ先	障害保健福祉課総務調整グループ 担当 良知	
	TEL 053-457-2034 FAX 053-457-2630	

* 自動車税、自動車取得税は公用の場合非課税扱いとなります。

* 登録に掛かる一切の事務手続き手数料等は、入札(見積)金額に含めてください。

浜松市発達医療総合福祉センター送迎バス車両仕様書

- 1 品 名 マイクロバス
- 2 数 量 1台(新車)
- 3 納入場所 浜松市浜名区高菌775番地の1 浜松市発達医療総合福祉センター
- 4 納入期限 令和7年2月28日(金)まで

5 規格・性能及び主な使用

- (1)寸 法 ア 全長 6500mm以上7500mm未満
イ 全幅 1900mm以上2100mm未満
ウ 全高 2400mm以上2800mm未満
- (2)種 別 マイクロバス
- (3)運転形式 オートマチック
- (4)エンジン ア ディーゼル
イ 使用燃料 軽油
ウ 最高出力 110kw(150ps)以上
- (5)車両総重量及び最大積載量は、道路交通法に基づく中型自動車の範囲による。
- (6)その他 日本国内メーカー製であること

6 乗車定員 10人乗り

(※車いす4名、固定席6名(運転席含む)とすること。)

※固定座席は、標準仕様であること。

※補助席は、後列より順に前へ設置すること。

7 装備・付属品

(1)視界

- ア フォグランプを装備すること。
- イ 路肩灯を装備すること。
- ウ 助手席側にアンダーミラーを装備すること。

(2)運転席周辺

- ア パワーステアリングとすること。
- イ 運転席にサンバイザーを装備すること。
- ウ 室内ミラー(大型平面鏡)を装備すること。
- エ 運転席照射灯(運転席パーソナルランプ)を装備すること。
- オ 電源を供給できるシガーソケットを装備すること。
- カ ナビゲーション・ドライブレコーダーを装備すること。
- キ 運転席ドア内側にポケットを有すること。
- ク ETCを設置すること。

(3)空調設備

- ア 車内均一に効果のあるクーラー・ヒーターを装備すること。

(4)乗降口

- ア 自動スライド式とすること。
- イ ドアの開口時、アクセル機能がロックされる機能を有すること。

- ウ 乗降口は乗り降りしやすいよう、自動格納の補助ステップを有すること。
 - エ 開閉時の警報機能を有すること。
 - オ 乗降を補助する手すり（パイプ等）を設置すること。
- (5) 室内装備
- ア 概ね車内均一に照度が確保されるよう、室内灯を設置すること。
 - イ 前方上部にデジタル時計を設置すること。
 - ウ 前方固定席上部にトレイ式ラック（荷物棚）を設置すること。
 - エ 両側及び後部の窓ガラスに日よけのためスモークUVフィルムを貼り付けること。
 - オ 室内放送マイクを設置すること。
- (6) 固定座席
- ア 座席は標準装備であること。
- (7) リフト設備
- ア 車いす用リフトは車両後部へ設置すること。
 - イ リフトはリモコン操作で昇降する半自動床下収納仕様であること。
 - ウ 車いすの固定ベルト4台分を設置すること。
 - エ JIS規格で定められている手動車いすの規格が乗降可能なリフトであること。
 - オ リフト作動中には、「乗降中」のランプが点灯するとともに、リフターチャイムを有すること。
- (8) ドライブレコーダー
- ア 車両前方および後方にドライブレコーダーを設置すること。
 - イ エンジン動作中に起動していること。
 - ウ 映像はフルカラーであること。
- (9) 安全機能
- ア ABS機能を有すること。
 - イ カラー式バックビューモニターを設置すること。
 - ウ 両側窓枠に手すり（ウインドウセーフティーパイプ）を設置すること。
 - エ 後退・左折時に音声警報機能を有すること。
 - オ 後部の外側上部に「乗降中」ランプを設置すること。
 - カ 消火器を1台設置すること。
 - キ 衝突被害軽減ブレーキと同等のものを設置すること。
 - ク 車内の突起または鋭角部分にクッション材（ゴム製）を設置すること。
- (10) 外装
- ア 車両のカラーについてはメーカー標準色（白を基調）とすること。
 - イ 車体記載文字について、車両両側の前部に「友愛のさと号」、車両両側の後部に「友愛のさと号」、車両後部に「法定速度遵守」と表示すること。
大きさは別紙のとおりとし、位置、文字の色・書体等は浜松市と協議のうえ決定する。
 - ウ 「国際シンボルマーク（車いすステッカー）」マークを車両前後及び乗降口に表示すること。なお、位置、大きさ等は法定基準を満たすこと。
※別紙を参考にしてください。
- (11) その他
- ア マッドガードを有すること。なお、標準仕様で装着が困難な場合を除き、前輪・後輪一式とする。

8 その他

- (1) 本仕様書に記載されていない事項で、車両メーカーが公表している標準取付品及び付属品は、すべて装備すること。
- (2) 道路運送車両法、その他関係法令に違反しないこと。
- (3) 納入車及び装備品等は、全て新規製品であること。
- (4) 納入車は、国土交通省運輸局長が行う車両新規登録に関する業務を完了させること。
- (5) 納車場所までの納入に要する費用は納入業者が負担すること。また、納車時には、燃料を満タンにすること。
- (6) 管轄する警察署への車庫証明手続きを完了させること。
- (7) 納車日は、事前に浜松市健康福祉部障害保健福祉課に連絡のうえ、浜松市発達医療総合福祉センターと調整を行うこと。
- (8) 納入業者は、納入車に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制を整備すること。

【別紙】

「浜松市」、「友愛のさと号」の文字及び「国際シンボルマーク（車いすステッカー）」下記車両を参考に表示すること。



友愛のさと号

(前方) タテ200mm×ヨコ1,300mm

(側面) タテ200mm×ヨコ1,540mm

(後方) タテ200mm×ヨコ1,280mm



100mm×100mm

浜松市

タテ100mm×ヨコ400mm